

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言

国及び地方自治体においては、十分な連携の下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けて各種対策を講じていますが、一部の地域において、小規模患者クラスター（集団）が発生するなど、国民の不安はより一層増大しています。

現在、政府においては、国民生活や経済・社会に重大な影響を与えるリスクに対し、総合的な対策を講じることができるよう、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正に向けた手続きを進められています。

同法の改正に伴い、今回の新型コロナウイルス感染症において、緊急事態宣言が発動された場合、学校や興行場の使用の制限、催物の開催の停止のほか、臨時の医療施設の開設のために所有者等の同意なく土地、家屋又は物資の使用が可能となるなど、国民生活や事業者活動への影響は非常に大きいものがあります。

つきましては、以下の点について、政府において適切に対応されるよう申し入れます。

### 記

- 1 法律の必要性やその内容について、国民に対し丁寧の説明すること。
- 2 感染拡大がどのような状況となった場合に、国において緊急事態宣言が発動されるのか、その判断基準及び区域設定の考え方について、あらかじめ明確に示すこと。
- 3 法の適用に伴い実施される「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、既実施の対応も含め各種施策の再構築を早急に行うこと。
- 4 国民生活への影響が非常に大きい私権の制限という、非常に重い責任を負う都道府県知事が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として配慮すること。

令和2年3月6日

全国知事会会長  
全国知事会総務常任委員会委員長

飯泉 嘉門  
西脇 隆俊